

令和2年6月19日

町 議 会 議 案

第 2 回
(定 例)

鹿 追 町

議 案 目 次

議 案 番 号	件 名	議 決 内 容
承認 1	専決処分の承認を求めることについて	
35	報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について	
36	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
37	鹿追町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
38	神田日勝記念美術館条例の一部を改正する条例の制定について	
39	鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について	
40	鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
41	鹿追町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
42	鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
43	鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
44	鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
45	鹿追町国民健康保険条例及び鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
46	鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
47	令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 3 号）について	
48	令和 2 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	
49	令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）について	
50	令和 2 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	
51	鹿追町学童保育所新築建築主体工事請負契約について	
52	鹿追小学校バリアフリー化改修工事請負契約について	
同意 1	鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について	

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月19日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

専 決 処 分 書

鹿追町町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町町税条例等の一部を改正する条例 (鹿追町町税条例の一部改正)

第1条 鹿追町町税条例(昭和29年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、同項第4号を第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によつて」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に改め、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「法第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によつて」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第

2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第22条第1項中「第54条第5項」を「第54条第6項」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鹿追町町税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、鹿追町町税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の鹿追町町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(鹿追町町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 鹿追町町税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第5条 鹿追町町税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第3条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(鹿追町町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 鹿追町町税条例の一部を改正する条例（平成29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 鹿追町町税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第5条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第7条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第9条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(鹿追町町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 鹿追町町税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「同年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に、「平成31年条例」を「令和元年条例」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

議案第 35 号

報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月19日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

報酬及び費用弁償支給条例（昭和29年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（監査委員報酬月額に係る減額特例措置）

- 2 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間、監査委員報酬月額については、第2条の規定にかかわらず、別表により支給されることとなる額から、その額の100分の5に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

議案第 36 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月19日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 12 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間、特別職の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給することとなる額から、その額の100分の5に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

議案第 37 号

鹿追町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の
制定について

鹿追町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

令和2年6月19日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

鹿追町固定資産評価審査委員会条例（昭和29年条例第15号）の一部を次
のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」
を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利
用法」を「情報通信技術活用法」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

神田日勝記念美術館条例の一部を改正する条例の制定について

神田日勝記念美術館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月19日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

神田日勝記念美術館条例の一部を改正する条例

神田日勝記念美術館条例（平成5年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「観覧料」の次に「及び使用料」を加え、同条に次の1項を加える。

2 附属設備を使用しようとする者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

第6条の見出し及び同条中「観覧料」の次に「及び使用料」を加える。
別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

1 観覧料

(1) 常設展示の場合

区 分	観 覧 料	
	個 人	10人以上の団体
大人	530 円	1人につき 470 円
高校生	320 円	1人につき 260 円
小学生及び中学生	210 円	1人につき 150 円

(2) 特別展示の場合 町長が定める額

2 使用料

附属設備の名称	単 位	使 用 料
音声ガイド機器	1 回につき	500 円

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

議案第 39 号

鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月19日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町町税条例の一部を改正する条例

第1条 鹿追町町税条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第14項中「をいう」の次に「。第17項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

17 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零）とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）

第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 鹿追町町税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（「に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定

する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第3条 鹿追町町税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によつて」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「法第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「法第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間、又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10

項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項前段中「第10項」を「第9項」に改め、同項後段中「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23

項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中鹿追町町税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日

（2） 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

（3） 第2条中鹿追町町税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日

（4） 第3条及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第2条の規定による改正後の鹿追町町税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用

し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第4条 第3条の規定による改正後の鹿追町町税条例の規定中法人の町民税に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の町民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の町民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

議案第 40 号

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月19日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例改正

鹿追町国民健康保険税条例（平成20年条例第14号）の一部を次のように改める。

第2条第2項ただし書中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第4項ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第23条第1項中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改め、同項第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同項第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

第27条中「国民健康保険税の減免については、町税条例の定めるところによる」を「町長は災害等により生活が著しく困難となった者若しくはこれに準ずると認められる者又は特別の事情のある者のうち、町長において必要があると認めるものに対し国民健康保険税を減免する」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

ア 氏名及び住所

イ 納期限及び税額

ウ 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

附則第7項及び第8項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例）

19 新型コロナウイルス感染症の影響により第27条第1項の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を

添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和２年度分の保険税であって、令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険税の全部又は一部について減免する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第７項及び第８項の改正規定は、令和３年１月１日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第２条及び第２３条の規定は、令和２年４月１日から、第２７条及び附則第１９項の規定は、令和２年２月１日から適用する。
(適用区分)
- 3 改正後の鹿追町国民健康保険税条例の規定は、令和２年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 41 号

鹿追町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月19日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿追町手数料徴収条例(平成12年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

25	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写しの交付又は住民票記載事項証明書の交付及び第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき	200円
----	--	-------	------

」を

「

25	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写しの交付又は住民票記載事項証明書の交付及び第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき	200円
25の2	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項の規定による除票の写し又は除票記載事項証明書の交付及び第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき	200円

」に、

「

3 6	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定に基づく通知カードの再交付及び個人番号カードの再交付。ただし、いずれのカードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。	通知カードの再交付 1枚につき 個人番号カードの再交付 1枚につき	500円 800円
-----	---	--	----------------------

」を

「

3 6	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	個人番号カードの再交付 1枚につき	800円
-----	--	----------------------	------

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 42 号

鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月19日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 43 号

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和2年6月19日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第
13号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連
携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同
号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 町長が法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育
事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置
その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に
係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必
要な措置を講じているとき
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確
保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第37条第4号中「従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身
体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困
難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 44 号

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月19日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係
る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次のいずれかに
該当するときは、第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、
特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満
保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者によ
る特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係
る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提
供されるよう必要な措置を講じているとき
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の
確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

第42条第5項中「前項」を「前項（第2号に係る部分に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

鹿追町国民健康保険条例及び鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町国民健康保険条例及び鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月19日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町国民健康保険条例及び鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(鹿追町国民健康保険条例の一部改正)

第1条 鹿追町国民健康保険条例(昭和34年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

- 3 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 4 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項

に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

- 5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

- 6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

(鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 鹿追町後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鹿追町国民健康保険条例の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

議案第 46 号

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月19日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例

鹿追町介護保険条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第7条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第15条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の

当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第15条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第7条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 171,839 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,940,155 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為がことができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 2 年 6 月 19 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

(歳入)	款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税			2,703,191	△16,111	2,687,080
		1. 地方交付税	2,703,191	△16,111	2,687,080
14. 国庫支出金			999,766	66,534	1,066,300
		2. 国庫補助金	772,150	66,534	838,684
15. 道支出金			259,968	76,212	336,180
		2. 道補助金	150,508	76,212	226,720
17. 寄附金			120,004	50	120,054
		1. 寄附金	120,004	50	120,054
18. 繰入金			869,798	35,000	904,798
		1. 基金繰入金	869,798	35,000	904,798
20. 諸収入			528,415	10,154	538,569
		5. 雑入	455,107	10,154	465,261
	歳入	合計	7,768,316	171,839	7,940,155

(単位：千円)

(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		57, 225	△2, 720	54, 505
	1. 議会費	57, 225	△2, 720	54, 505
2. 総務費		2, 595, 348	10, 330	2, 605, 678
	1. 総務管理費	2, 572, 851	10, 409	2, 583, 260
	6. 監査委員費	2, 998	△79	2, 919
3. 民生費		684, 001	△3, 035	680, 966
	1. 社会福祉費	532, 728	△3, 683	529, 045
	2. 児童福祉費	151, 073	648	151, 721
4. 衛生費		471, 642	△1, 892	469, 750
	1. 保健衛生費	411, 570	488	412, 058
	2. 清掃費	60, 072	△2, 380	57, 692
5. 農林費		1, 205, 352	76, 785	1, 282, 137
	1. 農業費	1, 185, 898	76, 785	1, 262, 683
6. 商工費		216, 835	3, 131	219, 966
	1. 商工費	216, 835	3, 131	219, 966
7. 土木費		392, 024	29, 939	421, 963
	1. 道路橋りょう費	224, 592	32, 211	256, 803
	4. 住宅費	68, 249	△2, 272	65, 977
9. 教育費		702, 894	46, 363	749, 257
	1. 教育総務費	215, 089	53, 595	268, 684
	2. 小学校費	164, 069	△6, 117	157, 952
	3. 中学校費	41, 534	3, 100	44, 634
11. 諸支出金	4. 社会教育費	224, 647	△4, 215	220, 432
		308, 500	12, 938	321, 438
	1. 基金費	308, 500	12, 938	321, 438
歳 出 合 計		7, 768, 316	171, 839	7, 940, 155

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
戸籍管理システム更新事業	自 令和 3 年度 至 令和 6 年度	10,143千円以内	

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税	2,703,191	△16,111	2,687,080
14. 国庫支出金	999,766	66,534	1,066,300
15. 道支出金	259,968	76,212	336,180
17. 寄附金	120,004	50	120,054
18. 繰入金	869,798	35,000	904,798
20. 諸収入	528,415	10,154	538,569
歳入合計	7,768,316	171,839	7,940,155

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	57, 225	△2, 720	54, 505				△2, 720
2. 総務費	2, 595, 348	10, 330	2, 605, 678	34, 100		10, 154	△33, 924
3. 民生費	684, 001	△3, 035	680, 966	333			△3, 368
4. 衛生費	471, 642	△1, 892	469, 750	107			△1, 999
5. 農林費	1, 205, 352	76, 785	1, 282, 137	76, 101			684
6. 商工費	216, 835	3, 131	219, 966	15, 700			△12, 569
7. 土木費	392, 024	29, 939	421, 963				29, 939
9. 教育費	702, 894	46, 363	749, 257	16, 405		35, 000	△5, 042
11. 諸支出金	308, 500	12, 938	321, 438			50	12, 888
歳 出 合 計	7, 768, 316	171, 839	7, 940, 155	142, 746		45, 204	△16, 111

(単位：千円)

2. 歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款10. 地方交付税	2,703,191	△ 16,111	2,687,080			
項 1. 地方交付税	2,703,191	△ 16,111	2,687,080			
目 1. 地方交付税	2,703,191	△ 16,111	2,687,080			
				1. 地方交付税	△ 16,111	地方交付税 △16,111
款14. 国庫支出金	999,766	66,534	1,066,300			
項 2. 国庫補助金	772,150	66,534	838,684			
目 1. 総務費国庫補助金	560,601	50,500	611,101			
				1. 総務管理費補助金	50,500	総務管理費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 50,500
目 2. 民生費国庫補助金	9,165	222	9,387			
				2. 児童福祉費補助金	222	子育て支援交付金 222
目 3. 衛生費国庫補助金	36,013	107	36,120			
				1. 保健衛生費補助金	107	疾病予防対策事業費等補助金 107
目 5. 教育費国庫補助金	54,383	15,705	70,088			
				4. 教育総務費補助金	15,705	教育総務費補助金 15,705
						公立学校情報機器整備費補助金(13,924) 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金(1,781)

款15. 道支出金	259, 968	76, 212	336, 180			
項 2. 道補助金	150, 508	76, 212	226, 720			
目 2. 民生費道補助金	21, 587	111	21, 698			
				2. 児童福祉費補助金	111	子育て支援対策事業補助金 111
目 4. 農林費道補助金	111, 314	76, 101	187, 415			
				1. 農業費補助金	76, 101	畑作構造転換事業補助金 76, 101
款17. 寄附金	120, 004	50	120, 054			
項 1. 寄附金	120, 004	50	120, 054			
目 3. 民生費寄附金	1	50	51			
				2. 児童福祉費寄附金	50	児童福祉費寄附金 50
款18. 繰入金	869, 798	35, 000	904, 798			
項 1. 基金繰入金	869, 798	35, 000	904, 798			
目 6. 鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金	95, 820	35, 000	130, 820			
				1. 鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金	35, 000	鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金 35, 000
款20. 諸収入	528, 415	10, 154	538, 569			
項 5. 雑入	455, 107	10, 154	465, 261			
目 1. 雑入	455, 107	10, 154	465, 261			

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				1. 雑入	10,154	北海道市町村振興協会交付金 地域づくりセミナー支援事業 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業
						154 10,000

3. 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				補 特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地方債	その他					
款 1. 議会費	57,225	△ 2,720	54,505				△ 2,720				
項 1. 議会費	57,225	△ 2,720	54,505				△ 2,720				
目 1. 議会費	57,225	△ 2,720	54,505				△ 2,720				
								1. 報酬	△ 1,120	議員報酬	△1,120
								3. 職員手当等	△ 280	議員期末手当	△280
								18. 負担金補助及び交付金	△ 1,320	政務活動費	△1,320
款 2. 総務費	2,595,348	10,330	2,605,678	34,100	10,154		△ 33,924				
項 1. 総務管理費	2,572,851	10,409	2,583,260	34,100	10,154		△ 33,845				
目 1. 一般管理費	1,620,057	△ 1,117	1,618,940				△ 1,117				
								2. 給料	△ 868	特別職給	△868
								3. 職員手当等	△ 249	職員諸手当	△249
目 4. 支所費	4,304	42	4,346				42				
								8. 旅費	42	会計年度任用職員旅費	42
目 6. 企画振興費	52,669	△ 3,900	48,769				△ 3,900				
								1. 報酬	△ 3,600	会計年度任用職員報酬	△3,600
								3. 職員手当等	△ 300	会計年度任用職員諸手当	△300

目10. 公害防災費	5,967	3,500	9,467					3,500			鹿追町廃屋解体撤去事業補助金	3,500
目12. 財政管理費	3,293	1,730	5,023					1,730			会計年度任用職員報酬	1,526
目15. ジオパーク事業費	6,942	154	7,096				154				会計年度任用職員諸手当	204
目17. 再エネ推進事業費	200,452	10,000	210,452				10,000				調査・設計・監理委託料	10,000
目19. 新型コロナウイルス緊急経済対策事業費	583,263	0	583,263					△ 34,100			脱炭素型地域づくりモデル形成事業実現可能性調査業務委託料	
項 6. 監査委員費	2,998	△ 79	2,919					△ 79				
目 1. 監査委員費	2,998	△ 79	2,919					△ 79			監査委員会委員報酬	△ 79
款 3. 民生費	684,001	△ 3,035	680,966	333				△ 3,368				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				補 特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
項 1. 社会福祉費	532, 728	△ 3, 683	529, 045			△ 3, 683				
目 1. 社会福祉総務費	94, 587	△ 3, 938	90, 649			△ 3, 938				
目 2. 心身障がい者特別対策費	183, 535	510	184, 045			510			27. 繰出金	国民健康保険特別会計繰出金 △ 3, 938
目 3. 北海道医療給付事業費	44, 841	△ 2, 130	42, 711			△ 2, 130			7. 報償費	その他報償費 鹿追町障がい福祉計画策定委員報償費
									11. 役務費	郵便料・運送料
									12. 委託料	地域活動支援センター事業委託料
									1. 報酬	会計年度任用職員報酬
目 6. 在宅福祉費	107, 344	1, 875	109, 219			1, 875			3. 職員手当等	会計年度任用職員諸手当
									18. 負担金補助及び交付金	社会福祉協議会活動補助金
項 2. 児童福祉費	151, 073	648	151, 721	333					27. 繰出金	介護保険特別会計繰出金
目 1. 児童福祉施設費	6, 163	78	6, 241			78				

									8. 旅費	78	会計年度任用職員旅費	78
目 3. こども園費	70,312	570	70,882	333				237				
									17. 備品購入費	126	電気機器購入費	126
									19. 扶助費	444	その他扶助費	444
款 4. 衛生費	471,642	△ 1,892	469,750	107				△ 1,999				
項 1. 保健衛生費	411,570	488	412,058	107				381				
目 2. 予防費	26,883	293	27,176	107				186				
									10. 需用費	32	消耗品費	32
									11. 役務費	181	郵便料・運送料 検査手数料	46 135
									18. 負担金補助及び交付金	80	北海道町村会負担金（電算関係）	80
目 3. 保健指導費	24,412	195	24,607					195				
									10. 需用費	180	消耗品費	180
									22. 償還金利子及び割引料	15	返還金	15
項 2. 清掃費	60,072	△ 2,380	57,692					△ 2,380				
目 1. 清掃総務費	60,072	△ 2,380	57,692					△ 2,380				
									1. 報酬	△ 2,254	会計年度任用職員報酬	△ 2,254

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				補 正 額 の 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国 道 支 出 金	特 定 財 源	地方債					
											その他
								3. 職員手当等	△ 488	会計年度任用職員諸手当	△488
								8. 旅費	142	会計年度任用職員旅費	142
								10. 需用費	220	修繕料	220
款 5. 農林費	1, 205, 352	76, 785	1, 282, 137			76, 101					
項 1. 農業費	1, 185, 898	76, 785	1, 262, 683			76, 101					
目 2. 農業振興費	24, 468	76, 521	100, 989			76, 101					
								1. 報酬	349	会計年度任用職員報酬	349
								8. 旅費	71	会計年度任用職員旅費	71
								18. 負担金補助及び交付金	76, 101	畑作構造転換事業補助金	76, 101
目 4. 畜産業費	367, 295	193	367, 488				193				
								18. 負担金補助及び交付金	193	自衛防疫事業補助金	193
目 7. 農業用水事業費	234, 147	71	234, 218								
								8. 旅費	71	会計年度任用職員旅費	71
款 6. 商工費	216, 835	3, 131	219, 966			15, 700	△ 12, 569				
項 1. 商工費	216, 835	3, 131	219, 966			15, 700	△ 12, 569				
目 1. 商工業振興費	97, 460	0	97, 460			9, 200	△ 9, 200				

目 2. 観光費	99,097	0	99,097	6,500			△ 6,500			
目 3. 陶芸センター費	880	108	988				108			
目 4. 魚族資源保護対策費	14,013	3,023	17,036				3,023	11. 役務費	108	看板作製手数料 108
								10. 需用費		消耗品費 300 修繕料 2,418
								12. 委託料	220	その他委託料 220 岩松養魚場周辺樹木伐採処理業務委託料
								15. 原材料費	85	補修用原材料費 85
款 7. 土木費	392,024	29,939	421,963				29,939			
項 1. 道路橋りょう費	224,592	32,211	256,803				32,211			
目 2. 道路新設改良費	156,072	32,211	188,283				32,211	14. 工事請負費		単独事業 30,950
										鹿追北8線改良工事(25,080) 佐川分譲地内通路改良舗装工事(3,550) クテクワンシ川防護柵設置工事(2,320)
								15. 原材料費	1,070	工事用原材料費 1,070
								16. 公有財産購入費	191	土地購入費 191
項 4. 住宅費	68,249	△ 2,272	65,977				△ 2,272			

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				補 正 額 の 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 道 支 出 金	特 定 財 源	地 方 債				
目 1. 住宅管理費	14,439	△ 2,272	12,167				△ 2,272			
								1. 報酬	△ 1,817	会計年度任用職員報酬 △1,817
								3. 職員手当等	△ 455	会計年度任用職員諸手当 △455
款 9. 教育費	702,894	46,363	749,257	16,405		35,000	△ 5,042			
項 1. 教育総務費	215,089	53,595	268,684	16,405		35,000	2,190			
目 2. 事務局費	6,345	△ 2,303	4,042				△ 2,303			
								1. 報酬	△ 1,817	会計年度任用職員報酬 △1,817
								3. 職員手当等	△ 486	会計年度任用職員諸手当 △486
目 3. 教育振興費	101,134	57,305	158,439	15,705		35,000	6,600			
								11. 役務費	541	インターネット・専用回線料 101 その他手数料 440
								12. 委託料	7,285	その他委託料 7,285 GIGAスクール構想各小中学 校内LAN整備業務委託料
								17. 備品購入費	49,479	電気機器購入費 1,060 GIGAスクール構想各小中学 校大型モニター購入費外 通信用機器購入費 48,419

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 区 分		金 額	説 明
				補 特 定 財 源			一般財源				
				国道支出金	地方債	その他					
目 4. 神田日勝記念 美術館費	28, 260	△ 2, 007	26, 253				△ 2, 007				
								1. 報酬		△ 1, 740	会計年度任用職員報酬 △1, 740
								3. 職員手当等		△ 427	会計年度任用職員諸手当 △427
								17. 備品購入費		160	電気機器購入費 音声ガイド用機器購入費 160
目 5. 青少年活動推 進費	5, 163	△ 2, 208	2, 955				△ 2, 208				
								1. 報酬		△ 1, 740	会計年度任用職員報酬 △1, 740
								3. 職員手当等		△ 468	会計年度任用職員諸手当 △468
款11. 諸支出金	308, 500	12, 938	321, 438			50	12, 888				
項 1. 基金費	308, 500	12, 938	321, 438			50	12, 888				
目 1. 基金費	308, 500	12, 938	321, 438			50	12, 888				
								24. 積立金		12, 938	地域福祉基金積立金 150 環境保全センター基金利子等 積立金 12, 788

令和 2 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)

令和 2 年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,422 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 792,974 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 19 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳 入)		第1表 歳入歳出予算補正			(単位：千円)	
款	項	補正前の額	補正額	計		
1. 国民健康保険税		224,535	1,960	226,495		
	1. 国民健康保険税	224,535	1,960	226,495		
3. 道支出金		479,909	556	480,465		
	1. 道補助金	479,908	556	480,464		
5. 繰入金		88,946	△3,938	85,008		
	1. 他会計繰入金	88,945	△3,938	85,007		
	歳 入 合 計	794,396	△1,422	792,974		

(単位：千円)

(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		473,315	556	473,871
	6. 傷病手当金	0	556	556
3. 国民健康保険事業費納付金		299,844	△1,979	297,865
	1. 医療給付費分	212,608	△195	212,413
	2. 後期高齢者支援金等分	63,328	△1,001	62,327
	3. 介護納付金分	23,908	△783	23,125
5. 財政安定化基金拠出金		1	1	2
	1. 財政安定化基金拠出金	1	1	2
歳 出 合 計		794,396	△1,422	792,974

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	224,535	1,960	226,495
3. 道支出金	479,909	556	480,465
5. 繰入金	88,946	△3,938	85,008
歳入合計	794,396	△1,422	792,974

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国道支出金	地方債			
2. 保険給付費	473, 315	556	473, 871	556				
3. 国民健康保険事業費納付金	299, 844	△1, 979	297, 865				△3, 939	1, 960
5. 財政安定化基金拠出金	1	1	2				1	
歳 出 合 計	794, 396	△1, 422	792, 974	556			△3, 938	1, 960

(単位：千円)

2. 歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 国民健康保険税	224, 535	1, 960	226, 495			
項 1. 国民健康保険税	224, 535	1, 960	226, 495			
目 1. 一般被保険者国民健康保険税	224, 503	1, 960	226, 463			
				1. 医療給付費分現年課税分	2, 470	医療給付費分現年課税分 2, 470
				2. 後期高齢者支援金分現年課税分	11	後期高齢者支援金分現年課税分 11
				3. 介護納付金分現年課税分	△ 521	介護納付金分現年課税分 △521
款 3. 道支出金	479, 909	556	480, 465			
項 1. 道補助金	479, 908	556	480, 464			
目 1. 保険給付費等交付金	479, 908	556	480, 464			
				2. 特別交付金	556	特別調整交付金分（市町村分） 556
款 5. 繰入金	88, 946	△ 3, 938	85, 008			
項 1. 他会計繰入金	88, 945	△ 3, 938	85, 007			
目 1. 一般会計繰入金	88, 945	△ 3, 938	85, 007			
				6. その他一般会計繰入金	△ 3, 938	その他一般会計繰入金 △3, 938

3. 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
款 2. 保険給付費	473, 315	556	473, 871	556						
項 6. 傷病手当金	0	556	556	556						本項新設
目 1. 傷病手当金	0	556	556	556						本目新設
款 3. 国民健康保険事業費納付金	299, 844	△ 1, 979	297, 865		△ 3, 939		1, 960			
項 1. 医療給付費分	212, 608	△ 195	212, 413		△ 2, 665		2, 470			
目 1. 一般被保険者医療給付費分	212, 608	△ 195	212, 413		△ 2, 665		2, 470			
項 2. 後期高齢者支援金等分	63, 328	△ 1, 001	62, 327		△ 1, 012		11			
目 1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	63, 328	△ 1, 001	62, 327		△ 1, 012		11			
項 3. 介護納付金分	23, 908	△ 783	23, 125		△ 262		△ 521			
目 1. 介護納付金分	23, 908	△ 783	23, 125		△ 262		△ 521			
款 5. 財政安定化基金拠出金	1	1	2							
項 1. 財政安定化基金拠出金	1	1	2							
								18. 負担金補助及び交付金	△ 783	介護納付金分納付金 △783
								18. 負担金補助及び交付金	△ 195	一般被保険者医療給付費分納 付金 △195
								18. 負担金補助及び交付金	△ 1, 001	一般被保険者後期高齢者支援 金等分納付金 △1, 001

令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和2年度鹿追町の国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条中（5）建設改良事業
1 有形固定資産購入費「19,450千円」を「19,592千円」に改め、次に「2施設整備費 820千円」
を加える。

第3条 予算第4条中本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「16,700千円」を「17,662千円」
に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
			出
第1款 資本的支出	62,501千円	962千円	63,463千円
第1項 建設改良費	19,450千円	962千円	20,412千円

令和2年6月19日 提出

鹿追町長 喜井知己

令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算説明書

資本的収入及び支出

支出

単位 千円

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 資本的支出			62,501	962	63,463		
	1 建設改良費		19,450	962	20,412		
		有形固定資産 購入	19,450	142	19,592	器械備品購入費 (ノートパソコン購入費)	142 千円追加
		2 施設整備費	0	820	820	医師住宅物置設置工事外	820 千円追加

令和 2 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)

令和 2 年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 801 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 509,642 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 19 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳 入)		第1表 歳入歳出予算補正			(単位：千円)	
款	項	補正前の額	補正額	計		
1. 介護保険料		110, 155	119	110, 274		
	1. 介護保険料	110, 155	119	110, 274		
2. 国庫支出金		112, 567	149	112, 716		
	2. 国庫補助金	35, 907	149	36, 056		
3. 道支出金		77, 061	74	77, 135		
	3. 道補助金	3, 987	74	4, 061		
6. 繰入金		81, 206	74	81, 280		
	1. 一般会計繰入金	81, 205	74	81, 279		
9. 諸収入		933	385	1, 318		
	2. 雑入	931	385	1, 316		
歳 入 合 計		508, 841	801	509, 642		

(単位：千円)

(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 地域支援事業費		24,915	771	25,686
	3. 包括的支援事業・任意事業費	14,819	771	15,590
6. 諸支出金		8,501	30	8,531
	1. 償還金及び還付加算金	8,501	30	8,531
歳 出 合 計		508,841	801	509,642

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料	110,155	119	110,274
2. 国庫支出金	112,567	149	112,716
3. 道支出金	77,061	74	77,135
6. 繰入金	81,206	74	81,280
9. 諸収入	933	385	1,318
歳入合計	508,841	801	509,642

(単位：千円)

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国道支出金	地方債			
3. 地域支援事業費	24, 915	771	25, 686	223			74	474
6. 諸支出金	8, 501	30	8, 531					30
歳 出 合 計	508, 841	801	509, 642	223			74	504

(単位：千円)

2. 歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 介護保険料	110,155	119	110,274			
項 1. 介護保険料	110,155	119	110,274			
目 1. 第1号被保険者 保険料	110,155	119	110,274			
				1. 現年度分	119	現年度分 119
款 2. 国庫支出金	112,567	149	112,716			
項 2. 国庫補助金	35,907	149	36,056			
目 3. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援以外)	5,636	149	5,785			
				1. 現年度分	149	法定負担金 149
款 3. 道支出金	77,061	74	77,135			
項 3. 道補助金	3,987	74	4,061			
目 2. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援以外)	2,818	74	2,892			
				1. 現年度分	74	法定負担金 74
款 6. 繰入金	81,206	74	81,280			
項 1. 一般会計繰入金	81,205	74	81,279			
目 3. 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援以外)	2,817	74	2,891			
				1. 現年度分	74	法定繰入金 74

款 9. 諸収入	933	385	1,318				
項 2. 雑入	931	385	1,316				
目 3. 雑入	929	385	1,314				
				1. 雑入	385	地域支援事業使用料外	385

3. 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地方債	その他				
款 3. 地域支援事業費	24, 915	771	25, 686	223		74	474			
項 3. 包括的支援事業 ・任意事業費	14, 819	771	15, 590	223		74	474			
目 2. 任意事業費	759	771	1, 530	223		74	474			
								12. 委託料	771	配食サービス委託料
771										
款 6. 諸支出金	8, 501	30	8, 531				30			
項 1. 償還金及び還 付加算金	8, 501	30	8, 531				30			
目 1. 第1号被保険者 保険料還付金	50	30	80				30			
								22. 償還金利子及 び割引料	30	還付金
										30

議案第 51 号

鹿追町学童保育所新築建築主体工事請負契約について

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月19日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- 1 契 約 の 目 的 鹿追町学童保育所新築建築主体工事
- 2 契 約 方 法 指名競争入札
- 3 契 約 金 額 84,700,000円
- 4 契 約 の 相 手 方 萩原・窪田経常建設共同企業体
代表者 帯広市東7条南8丁目2番地
萩原建設工業株式会社
代表取締役社長 萩原 一利

議案第 52 号

鹿追小学校バリアフリー化改修工事請負契約について

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月19日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- 1 契 約 の 目 的 鹿追小学校バリアフリー化改修工事
- 2 契 約 方 法 指名競争入札
- 3 契 約 金 額 66,000,000円
- 4 契 約 の 相 手 方 帯広市東7条南8丁目2番地
萩原建設工業株式会社
代表取締役社長 萩原 一利

同意第 1 号

鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を鹿追町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 42 条第 3 項の規定によって、議会の同意を求める。

記

住 所 鹿追町 [REDACTED]
氏 名 小 林 みどり
[REDACTED]

令和 2 年 6 月 1 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

提案理由

鹿追町固定資産評価審査委員会委員 小林みどり 氏の任期が、令和 2 年 6 月 29 日で満了になることによる。